

## **[事案 2024-137] 新契約無効請求**

・令和7年9月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年9月に代理店を通じて契約した米ドル建利率変動型一時払終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、「市場価格調整がかかります」と言うだけでそれに関する説明はなかった。4年前に配偶者が契約した時に、募集人は、市場価格調整について理解していなかった。
- (2)保険会社にとって不利な部分は、わざと複雑なシステムや数式にして、客が自分で計算できないようにしており、これは詐欺まがいである。
- (3)為替レートよりも市場価格調整が大きく影響することを知っていたら、契約しなかった。
- (4)保険証券に記載されている解約返戻金額例表は、実際の解約返戻金が市場価格調整により「変わることがある」という記載であり、市場価格調整により大幅な減額になることはないと思わせる表現だった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、意向確認書において、市場価格調整等の理解について「はい」と回答している。また、同書面の他の項目の記載から、本契約の投資性についても理解していると考えられる。さらに、保険証券には、市場価格調整率についての記載がある。
- (2)募集人は、設計書のほかにパンフレットを利用して商品説明を行い、その後渡したと申告している。パンフレットには、市場価格調整により解約返戻金が増減すること等の記載がある。
- (3)毎年1回送付している契約内容通知文書に、その年の一定の日現在の解約返戻金額が記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。